

サイバーセキュリティ基本方針

日本海信用金庫は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年 11 月 12 日法律第 104 号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成 27 年 12 月 28 日経済産業省策定）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、自らリーダーシップを発揮し、対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. セキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

令和 2 年 7 月 2 1 日

日本海信用金庫